平成２２年（フ）第１３５４７号
東京都世田谷区用賀２丁目24―21―110
債務者　海老沼榮子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４９号
東京都江東区亀戸５丁目30―９―608
債務者　須田　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７６号
横浜市戸塚区下倉田町828番地187　富士ハイツＡ－２
債務者　尾登　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７７号
横浜市戸塚区下倉田町828番地187　富士ハイツＡ－２
債務者　尾登恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１５号
岡山県瀬戸内市長船町服部1049番地４
債務者　小山　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６号
相模原市南区相武台３丁目12番７号
債務者　會川　一登（旧姓三ツ矢）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８２号
相模原市南区相南４丁目24番４号　メゾンエクレーレ相模原401
債務者　橋本勝義タピオ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３９３号
相模原市南区相模台２丁目32番11号
債務者　鳥井　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０１号
相模原市中央区星が丘３丁目６番21号　マルセイハイツⅢ―211
債務者　伊藤　勝康
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０５号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目29番４号
債務者　安藤　孝浩
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０９号
神奈川県座間市四ツ谷875番地の６
債務者　水信　知雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４１８号
相模原市南区南台３丁目11番15号　コーポ祖生華202
債務者　大勝　正秀
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４１９号
相模原市南区古淵１丁目１番４号　すずらんハイツⅡ－１Ｂ
債務者　田中　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２９号
相模原市南区南台１丁目３番11号　ラポーレ南台101
債務者　田中　敏明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１９８号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２―16―５、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台１番６―301号
債務者　田渕　キヨ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部